

一般会計予算決算常任委員会
総務文教分科会記録

令和3年5月25日

【開催日】 令和3年5月25日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時50分～午後2時3分

【出席委員】

分科会長	河野 朋子	副分科会長	伊場 勇
委員	奥 良 秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢田 松夫		
-----	-------	--	--

【執行部出席者】

総務部長	川地 諭	総務部次長兼人事課長	辻村 征宏
総務課防災危機監理監	末永 和義	総務課長	田尾 忠久
総務課課長補佐兼総務係長	奥田 孝則	総務課総務係庁舎耐震対策室主任主事	田島 正秀
総務課危機管理室長	境田 公嗣	総務課危機管理室主事	松岡 祥吾
人事課主幹	光井 誠司	人事課人事係長	藤田 浩子
人事課給与係長	室本 祐	企画部長	清水 保
企画部次長兼情報管理課長	山根 正幸	企画部次長兼企画課長	和西 禎行
デジタル推進室長	九島 美波	企画課主幹	工藤 歩
企画課主査兼政策調整係長	佐貫 政彰	財政課長	山本 玄
財政課課長補佐	村長 康宣	教育長	長谷川 裕
教育部長	岡原 一恵	教育次長兼教育総務課長	吉岡 忠司
学校教育課長	長友 義彦	学校教育課主幹	小野 雅弘
学校教育課主幹	角 紀子	社会教育課長	船林 康則
社会教育課課長補佐兼青少年係長	池田 哲也	社会教育課公民館係長	柿並 健吾
社会教育課文化財係長	安藤 知恵	中央図書館長兼厚狭図書館長	山本 安彦

中央図書館副館長	平 中 孝 志	厚狭図書館副館長	坂 根 良太郎
選挙管理委員会事務局長	亀 田 政 徳	選挙管理委員会事務局主査	石 橋 啓 介

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	主査兼議事係長	中 村 潤之介
------	---------	---------	---------

【審査内容】

- 1 承認第3号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）に関する専決処分について
- 2 議案第46号 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第4回）について

午前9時50分 開会

河野朋子分科会長 ただいまから一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会を開会します。審査に入る前に自己紹介があるようですので、よろしくおねがいします。

九島デジタル推進室長 おはようございます。今年の4月7日からデジタル推進室長を拝命いたしました九島と申します。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。出向元の会社ですが、日本情報通信株式会社と申しまして、こちらの会社は、1985年にNTT民営化後、初の子会社ということで、NTTと日本IBMの合弁会社として設立した会社で、そこから参りました。私自身としては、直近までは主にマーケティング活動を主体とする事業に携わっておりまして、それまではシステムの運用系の営業等も担当してまいりました。御市のために、これからデジタル化を進めるに当たって、努力をしてまいりたいと思います。引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子分科会長 新しくできましたデジタル推進室の室長より、御挨拶いただきました。それでは審査に入りたいと思います。審査内容1番、承認

第3号について審査します。それでは、審査番号①番の歳入に係る説明から入りますので、よろしくをお願いします。

山本財政課長 それでは、承認第3号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）の歳入のうち、一般財源につきまして御説明します。補正予算書の5ページ、6ページをお開きください。19款1項1目1節の財政調整基金繰入金につきましては、この度の補正の財源調整として156万4,000円を減額するものです。なお、この度の補正によりまして、財政調整基金の令和3年度末の予算上の残高は34億866万5,000円となります。一般財源に係る説明は以上です。

河野朋子分科会長 続きまして、歳出に係る説明をお願いします。

和西企画部次長兼企画課長 それでは審査番号①の（2）、承認第3号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）に係る専決処分のうち、歳出に係る御説明をさせていただきます。補正予算書は7ページ、8ページをお開きください。補正予算の内容といたしましては、デジタル推進室の設置に伴う民間人材の登用に当たり、当初予算の編成時においては、必要となる経費を人件費として計上していたところですが、負担金による支出へと予算の組替えを行ったものです。民間企業の方をデジタル推進室長として本市にお招きするに当たって、当初は、市の職員の身分を有し、市から給与等を支払うよう予定しておりました。しかしながら、その後、日本情報通信株式会社との協議を進める中で、本来の所属である民間企業における身分を保有したまま、本市には「派遣」といった形で来ていただくこととなったため、市から個人に対してではなく、相手先企業に対して必要経費を支払うことが可能となるよう、負担金として予算の組替えを行っています。まず、予算の減額分としましては、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2節給料から18節負担金、補助及び交付金までの全額、1,168万4,000円を減額させていただきます。次に、組替え後の歳出補正予算としまして、2款総

務費、1項総務管理費、9目企画費、18節負担金、補助及び交付金に、デジタル専門人材派遣負担金として1,012万円を計上しております。なお、雇用形態の変更に伴い、予算額が総額で156万4,000円の減となっております。これは、人件費としての予算要求時には、市として既に実績のある県職員受入時と同様の考え方をもって、各種手当等についても、フルパッケージを見込んだ編成としていたところですが、派遣元の民間企業との間で協議を進める中で、負担金の予算額が実際の給与等相当分に精査されたことによるものです。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 歳入と歳出に係る説明を受けましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

山田伸幸委員 これは単年度の補正予算ということで説明を受けたんですが、今後、こういった形態になっていくのか。何年かにわたってデジタル専門人材の派遣を受け入れていくような考えでおられるのか。いかがでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長 今回の日本情報通信株式会社との契約の中では、令和4年度までの2年間の契約ということで派遣していただいているところです。その後につきましても、市といたしましては、デジタル技術に関連しての市政運営というのは進めていかなければなりませんので、何らかの形で、その後も継続できればと思っているところです。

山田伸幸委員 デジタルというのは私にとっては大変分かりにくい分野で、この間からいろいろお聞きしているんですけど、具体的にはこういったことをこの職種の方に担っていただこうとしているのか。その点、説明してください。

九島デジタル推進室長 今年始まって参ったばかりですので、市の業務等につ

いてもまだ分かっていないところではありますが、今年4月から早速始めたことといたしましては、庁内の全45課に対してデジタル化についてのアンケートを実施させていただいて、ヒアリングを先週から始めたところです。こちらを7月上旬まで行いまして、その後、要望を取りまとめたり課題の整理を実施したりして、各課と調整を行った上で、優先度、重要度、緊急度、補助金措置等を勘案して、導入可能なデジタル化の技術調査を行った上で、令和4年度に導入計画を策定していきたいと思っております。9月1日にはデジタル庁も開設される予定となっており、国を挙げてのデジタル化の流れは、今後更に進むものと考えられますので、県、市、町に加えて、民間も含めた多様主体と連携、協働しながら、地域課題の解決や新しいDX創出へ向けて尽力していきたいというふうに考えております。

山田伸幸委員　もう既に積極的に取り組まれているというのは分かってきました。山陽小野田市は、今まで業務システムというのは全部委託をして、なかなか職員が直接携わる部分が少なかったと思うんですけど、実際にヒアリング等をされて、今の山陽小野田市の課題というのが見えてきておられたら、その点ちょっと御披露いただければと思います。

九島デジタル推進室長　議会が始まるということで、先週5課だけ対応したところです。本格的には6月、7月前半に入ってからということで、現段階で見えてきているところを申し上げられないかなと思っております。

長谷川知司委員　2年は大変でしょう。御苦労様です。やはり内部の人材育成ということ考えたときに、今の室長はいらっしゃるんですけど、その室員はどういう体制か教えてください。

和西企画部次長兼企画課長　現在、九島室長の配下に二人の専属の職員を配置しております。一人は昨年企画課でデジタル担当していた職員、もう一人は情報管理課の職員で、それぞれ知識があり、業務に精通している人

間を九島室長の配下にしておりまして、デジタル推進室の体制を整えたところではあります。

長谷川知司委員 二人でいいかどうかということもありますし、今後、人材育成であれば、もっと幅広く人を増やすか、兼務という形ででも情報管理課と連携を取れる状態にされておくべきだと思いますが、そういう方向はありますか。

和西企画部次長兼企画課長 ちょっと申し足りなかったんですが、兼務辞令で企画課の職員が2名、これも昨年デジタル担当をしていた人間です。それから情報管理課でも兼務が2名。九島室長の上というわけじゃないんですが、ラインとしては山根企画部次長兼情報管理課長、そして私ということで、総勢9名でデジタル推進室は体制を組んでいるところです。この9人で、まだ4月から間はないんですが、協議を進めながら、業務に当たっているところです。

笹木慶之委員 当初、直接雇用ということで、市の職員として任用して業務してもらおうということが、派遣という形になったようですが、そのことによって、いわゆる地方公務員として課せられている義務であるとか、いろんな諸要件があろうと思いますが、その辺りの整理はどのようにしておられますか。

佐貫企画課主査兼政策調整係長 基本的には身分は民間の職員となりますので、雇用は民間の職員であります。ただ、地方公務員の規定というのを遵守していただくということと、特に個人情報保護等の規定については、市の規定に従っていただくこと、市の業務の形態にも従っていただくように契約で結んでおります。

笹木慶之委員 今までこういう形の派遣というか、実働というのはなかったように思いますが、その点はいかがでしょうか。

和西企画部次長兼企画課長　今回、人事課も九島室長を招へいするに当たっての契約事務に入ってもらったんですが、人事課いわく、こういう形での派遣の形態というのは初めてということです。

笹木慶之委員　御本人がおられる前だから言っているわけじゃないんですが、市としての機能の問題だから言っているわけで、御本人に迷惑が掛かってもいけないから、その辺りがきちんと整理されているかどうかということのために聞いているわけです。それが本当にきちんと契約の中に入らわれていて、何ら問題がなければ問題ないんですが、後から、ああだこうだということになってはいけませんから、確認しているわけです。問題ありませんね。

和西企画部次長兼企画課長　今回、日本情報通信株式会社とは、労働者派遣基本契約書というのを交わしまして、その中で指揮命令について、それから、業務上の災害等についてというような項目についてはしっかり定めさせていただきまして、日本情報通信株式会社とは、契約を取り交わしたという経緯があります。委員が言われるところにつきましても、今回契約に当たって何回か会社と詰め、それで、今回基本契約書の契約に至っておりますので、問題はないようになっております。

笹木慶之委員　そういうことであれば、最初から、その説明をきちんとされないと、何かただ話合いの中でこういう形になったということだけでは、地方自治体としての機能にも及ぶことがあるかもしれませんから、それから先は言いませんけど、しっかりされておれば結構だと思います。一応申し上げておきます。

山田伸幸委員　室長にお伺いしたいんですけど、私たちの手元にたくさんのペーパーがあって、これで審査等をしてはいますが、出向元の会社なんかで、ペーパーレス化をされていると思います。実際に御覧になって、どのよ

うな感想をお持ちか、お答えいただけますか。

河野朋子分科会長 直接議案とは関係ありませんが、特別にどうぞ。

九島デジタル推進室長 出向元の会社では、ペーパーレス化はもちろん、コスト削減みたいなところと、環境にもよくないということから、ISO準拠という面からも、なるべく紙を使わないで、ペーパーレスが基本で、本当にお客様のところにお持ちする提案書等以外は、基本的には紙を出さないというような体制です。出す場合であっても、社内の資料であれば、集約印刷、2面であるとか、両面印刷というのを心掛けてやっています。いろいろな事情がありますので、なかなか急にすぐにというわけにはいかないのかもしれないんですけども、その辺りも含めて支援していければいいかなと考えております。

河野朋子分科会長 議案について質疑を続けたいと思います。

奥良秀委員 室長が来られて、パソコンを使われていると思うんですが、これというのは、市のパソコンでしょうか。それとも派遣元のパソコンを使われているんでしょうか。

九島デジタル推進室長 現状、使わせていただいているのは、市からお借りしているパソコンを利用させていただいています。

奥良秀委員 こういうことはないと思うんですが、よくあるのが、情報漏えいで、例えば最近でも大手の、要は物を売るところからかなりの情報が漏えいしたということがあります。民間活用でトップクラスのところから派遣を受けられて、今からデジタル化が進んでいくのはいいことなんですが、市には、そういうふうな個人情報等々、機密事項がかなりある中で、派遣社員として来られているのであれば、もしかしたら、親会社というか、そういったところともやはりやり取りがあると思うんです。

そういったところの体制というのは万全と考えてよろしいでしょうか。

清水企画部長 御心配というのは重々分かります。私どもとしても、和西が答えましたとおり、契約の中でしっかり情報の保持というものについては、確保するようにしております。派遣元と実際契約するというものについては、九島室長本人のみならず、派遣先の企業のノウハウというものもしっかりこちらのほうに出していただいて、活用させていただくということで、今回の派遣の方法も変わったということがありますので、その辺りしっかり情報の管理につきましては、これからも続けてまいりたいと思っております。

河野朋子分科会長 ほかに質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
それでは承認第3号についての審査を以上で終わりたいと思います。議案第46号の審査につきましては10時20分から再開しますので、よろしくをお願いします。

午前10時9分 休憩

午前10時20分 再開

河野朋子分科会長 それでは分科会を再開します。議案第46号について審査を行います。ここでは、審査対象事業がありますので、審査対象事業を先に説明していただき、質疑を行って、その後に歳入歳出についての質疑を続けますのでよろしくをお願いします。それでは、審査番号①の中の事業番号 $\boxed{1}$ 番、防災気象情報システム導入事業です。これについての説明から入りたいと思います。

田尾総務課長 それでは、審査事業 $\boxed{1}$ 番、防災気象情報システム導入事業について御説明します。資料については、1ページから4ページまでとなり

ます。3ページ、4ページを中心に説明させていただきますので、お開きください。まず事業概要です。本市の二級河川には、一部に防災気象情報の収集のため、河川カメラ及び簡易水位計が設置してあります。しかし、多くの二級河川には未設置であり、早急の整備が望まれます。そこで本事業により、6河川に河川カメラを、2河川に簡易水位計を新たに整備します。これにより河川の状態を確認することができ、危険を冒して職員を派遣する必要がなくなるとともに、災害時の避難情報の発令判断を早めることができると考えております。また、収集した情報を、市ホームページに掲載し、市民の皆様の閲覧が可能になることで、自助・共助による避難行動を促すことができると考えております。設置場所についてです。現在、厚狭川の厚狭大橋にカメラと水位計が設置してあります。これは山口県が設定しています。現在、本市にカメラがあるのはこの一か所だけです。平成22年の厚狭川豪雨で甚大な被害があった厚狭川の松ヶ瀬地区など、有帆川、桜川、大正川、前場川、糸根川といった過去に災害が発生している場所や、越水が発生した場合、危険性が高い場所に設置します。では具体的に見ていきます。2番目の白丸の設置予定場所及び設置機器を御覧ください。まず(1)の厚狭川です。先ほど申しましたように、厚狭大橋には既に付いておりますので、厚狭川上流にあります松ヶ瀬、3番目の丸の設置予定場所で言えば厚狭北部のほうになりますが、こちらのほうには、今現在、カメラも水位計も付いておりませんので、こちらには平成22年には美祢線の流出や住宅の床上浸水等があった地域ということで、河川カメラと簡易水位計を設置したいと考えております。続いて(2)の有帆川ですが、こちらには有帆新橋付近に、既に山口県が簡易水位計を付けておりますので、河川カメラを設置したいと考えております。こちらの理由としては、有帆川の河道の中で、わん曲する部分に当たりまして、堤防の決壊や越水が考えられておるからです。続いて(3)桜川です。地図で言えば真ん中辺りになりますが、こちらの桜川にも、現在山口県が簡易推計を設置しておりますので、こちらに河川カメラを設置したいと考えております。場所は桜橋付近を考えております。その理由は、厚狭川の水位が上昇し、増水し

た桜川の水が排水できなくなることで洪水が発生するおそれがあるからです。続いて（４）大正川です。こちらにも山口県が簡易水位計を設置しておりますので、河川カメラを設置したいと考えております。大正川は石丸橋に設置したいと考えておりますが、こちらは厚狭川の水位が上昇し、増水した大正川の水が排水できなくなることで、洪水が発生するおそれがあるからです。続いて埴生地区に行きますが、（５）の前場川にも山口県が簡易水位計を設置しておりますので、河川カメラを設置したいと考えております。場所は、前場橋付近を考えておりまして、こちらは平成１１年の台風１８号によりまして、高潮被害があった場所であり、洪水と高潮の両方が発生するおそれがあるということで考えております。最後に（６）の糸根川です。糸根川には現在カメラも推計もありませんので、河川カメラと簡易水位計の両方を設置したいと考えております。場所は、国道１９０号の橋付近です。その理由として、高潮被害による護岸工事は完了しているんですが、国道１９０号が通る橋は、高潮対策が講じられておらず、浸水するおそれがあるからです。次に４ページを御覧ください。こちらは、収集した情報をホームページにアップした場合の、ホームページの完成イメージです。まず、ホームページには、左の設置場所の地図を掲示しまして、例えば、厚狭川の松ヶ瀬ところをクリックしていただくと、右側の４ページの完成イメージのようなものが出てくるように考えております。上の図のような感じで、カメラからの画像を上げさせていただきます。河川が増水すれば、河川を見に行かなくても様子が分かるようになります。その下の図は、水位計から得た水位の情報を、川の断面図で図示したものです。一番上の線が氾濫危険水位になりまして、これを超えますと、避難指示を発出することになります。このような形で市民の皆様が本市のホームページから閲覧できるように整備するよう考えております。引き続きまして、補正予算書１６、１７ページをお開きください。２款総務費、１項総務管理費、１４目防災費２、４６９万４、０００円の増額を行います。内訳としましては、８節旅費として１７万円計上しています。内容としましては、先進市への視察の往復旅費を計上しているものです。次に１１節役務費、通

信運搬費の8万2,000円は、河川カメラ等設置した後のデータ通信料を計上しているものです。次に12節委託料、システム保守委託料として5万5,000円、防災監視カメラ等設置委託料として2,425万5,000円を計上しております。次に13節使用料及び賃借料、システム利用料の13万2,000円は、市民の方がホームページ上で必要なときに情報を見ることができるようにシステムをアップするための利用料として計上するものです。説明は以上です。よろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 事業について説明がありましたので、ここについての質疑を受けます。

山田伸幸委員 厚狭川の設置場所のことなんですけれど、第1松ヶ瀬橋付近ということなんです、これは厚狭川のところに鉄橋が架かっているんですけれど、鉄橋も監視できる位置なんですか。

田尾総務課長 鉄橋は監視できません。その位置ではありません。

山田伸幸委員 前回の災害のとき、私もすぐ現地に行って分かったんですけれど、あそこの鉄橋にいろんなものが引っ掛かって、それが原因で、撤去に沿って陸地のほうに越水してきたというのがありました。やはり、そういうものがきちんと分からない、ただ単に水位が上がっただけではいけないんじゃないかな。そういう流出物が引っ掛かって災害を引き起こす原因になったという事例がありますので、その辺も何とか見通していくことが必要ではないかなと思うんですけれど、いかがでしょうか。

境田総務課危機管理室長 今の御質問ですけれども、当時、美祢線が洪水によって流されたという経験は一応確認しております。しかしながら、国道316号の北側に当たるところに民家があります。美祢線の流出もあったんですけれども、それより低い位置に民家があり、こちらの民家が2階まで床上浸水したという過去の事例もあります。ですから、まず人が住

まわれているところの安全を確認するという上で、厚狭川横の国道316号真下の水位を観測するということを前提にして、今回この設置場所を選定しております。

山田伸幸委員 今の説明からすると、松ヶ瀬橋から南に向くカメラということなんですか。上流に向かっていくカメラじゃないんですか。

境田総務課危機管理室長 カメラの向きにつきましては、上流に向かって確認するカメラとなっております。

山田伸幸委員 こういったカメラが入ることによって、現地に行かなくても、先ほどの説明では避難指示が出せるということなんですけど、あのときも辛うじて自主的な避難によって命をつないだということがあったと思うんです。こういった情報がそういったところにすぐ届くようなことが可能なかどうか、その点いかがでしょうか。

田尾総務課長 今までは職員を派遣して川の増水等を見て判断しておったところですが、当然、このカメラと水位計を設置することによって、先ほど申しましたように氾濫危険水位を超えたかがすぐ分かりますので、当然避難指示の判断が早くなる、そして避難指示を発令して、皆様にお届けするのは早くなると考えております。

山田伸幸委員 その避難指示は防災無線によって行われるのでしょうか。

田尾総務課長 防災無線というか、防災ラジオもあるでしょうし、防災メールもあるでしょうし、広報車の宣伝もあるでしょうし、ありとあらゆる媒体を使ってお知らせするつもりでおります。

山田伸幸委員 厚狭川水害のときは、とても広報車を回せるような状況ではなかったと思うんです。実際に考えると、あそこにスピーカーが設置され

たんじゃなかったですか。そういったものを使って避難の呼び掛けができるんじゃないかなと思うんですけど、今の話からすると、そんな中にはなかったんですけど、いかがですか。

末永総務課防災危機管理監 松ヶ瀬地区には同報無線を設置しておりますので、そちらのスピーカーから流す、また、課長から話がありましたとおり、ラジオ又はメール等で危険等を早期に知らせるという方策を取っていきたいと考えております。

長谷川知司委員 事業概要のところの1行目ですが、一部に防災気象情報の収集のため、河川カメラ及び簡易水位計が設置してあると。これはどこが設置しているわけですか。

田尾総務課長 先ほど御説明しました山口県が厚狭大橋に設置しているものです。

長谷川知司委員 二級河川の管理そのものは県だと思うんです。これは県が本来ならもっとしないといけんものを、できないから市が補完するという考えでいいんですか。

田尾総務課長 本来であれば山口県に早期に設置していただきたいところですが、設置のお願いをしていると同時に、急がなくてはならないということで、この度市が設置するものです。

長谷川知司委員 当然、市民のためには早急に補完というのは必要だと思うんですが、県との情報交換はどのようになっているか教えてください。

田尾総務課長 現在、山口県土木防災情報システムで、厚狭川の厚狭大橋のカメラと水位の情報が挙がっております。こちらに私たちが設置したカメラと水位の情報を山口県に情報提供して、山口県土木防災情報システム

でも見られます。そして、山陽小野田市のホームページでも、私たちが設置したカメラと水位が見られるというふうな連携を取るように考えております。

長谷川知司委員 確認しますが、今まで私たちが県のシステムで見っていたものでも見られるという理解でいいですね。

田尾総務課長 そのような連携をしたいと考えています。

中岡英二委員 災害時の避難情報の発令判断、県と市が情報を取り合っただけということなんですが、そういう避難の程度、その辺の基準はあるんですか。

田尾総務課長 質問の趣旨は、避難指示はどのように判断して出しているかということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）4ページで図示しましたように、氾濫危険水位を超えたら、例えば厚狭川であれば厚狭川周辺の集落の方に避難指示を出すということになります。

中岡英二委員 あらゆる手段でお知らせするということなんですが、市民に分かりやすい、地域に分かりやすい情報伝達ですか、そういう方法は具体的に考えられていますか。

田尾総務課長 先ほども申しましたように、複数の媒体で市民の方には情報提供したいと考えています。一番分かりやすいのは、このホームページではないかと思っております。

中岡英二委員 平成22年の厚狭川と桜川が氾濫したときも、できるだけ地域住民に素早く伝達できればと思ったんですが、地域に限った情報の発令というか、そういうことは考えられていますか。

田尾総務課長 市全体に出すこともあったのですが、地域に限った情報も出してあります。先ほど申しましたように桜川周辺では同報無線も付いていますし、メール、防災ラジオ、広報車、防災士を通じて連絡網で連絡させていただくこともあるでしょうし、複数の媒体、情報網を使ってお知らせしたいと考えています。一つでは伝わらないことがありますので、我々としては、防災情報を複数使ってお知らせしたいと考えています。

山田伸幸委員 厚狭川については、以前はサイレン等で知らせるということがあったんですけど、それはなくなったんですね。

末永総務課防災危機管理監 以前、山陽総合事務所にサイレンがあったんですが、同報無線を入れたということで、そちらは廃止されております。

笹木慶之委員 私は一般質問をしますから細かく聞かず、通告していない事項について聞きます。この防災カメラの設置については、ちょうど1年半ぐらい前に私から提案させてもらって、希望する箇所に市として付けるということで、非常に有意義なことだと思います。一つだけ思うことは、まず厚狭川に随光川がぶつかっていますよね。特によく言われておるのは、一時的な大雨のためにバックウオーターが起こるとか、そういう現象。それは桜川と大正川も同じことなんですよね。もっとひどいのは、桜川と大正川が合流したところの排水機場の向こうの厚狭川との関係。この辺がポイントとなると思うんですが、今回の設置については、そういったことは十分検討されて付けられるのか。もう1点は、ちょっとよく分からないんですが、高潮のときに、下津の潮止めがありますよね。あれを超えることはないんですか。経験上、確認しておられませんか。

田尾総務課長 最初の御質問ですけれども、バックウオーターで過去に越水した箇所に水位計とカメラを設置して、そちらが見られるように考えております。

笹木慶之委員 もう1点、高潮の件はどうか。データがないかもしれませんが、分からなからいかもしれませんが。

末永危機管理官 潮止めは設置してあるんですが、その時点で超えたかどうかというところまでは確認できていません。

奥良秀委員 多分4ページの画像は日中の画像だと思うんですが、夜は見えますか。

田尾総務課長 こちらの画像は日中です。河川カメラの課題は夜に分かるかどうかということ。山口県の河川カメラを見ても、夜はなかなか映っていません。夜をどのように見るかということで、予算をたくさん掛ければいいカメラというのがあります、一級河川であれば夜でも見られるようなカメラが設置してあります。そういうカメラは、予算が何千万円もするようなものです。うちは予算に限りがありますので、予算の範囲ですが、赤外線カメラと、橋のたもとに蛍光塗料を塗った量水盤を設置して、夜でも川の増水が分かるような形で提供できたらと考えております。

奥良秀委員 丁寧に答えていただいてありがとうございます。そこを言いたかったのがまず一つで、あとは水位計です。水位計も二級河川、一級河川等を見る中で、実際、夜に見えるのかなというような感じであったりとか、やはり増水が何回も繰り返されて、消えかけている水位計、橋げたにあるようなところは消えかけているところもあるんですが、今回新しく付けられるものに対して工夫というか、蛍光塗料で付けますよとか、そういったことは考えられているでしょうか。

田尾総務課長 委員御指摘のものは量水板と呼ばれるもので、先ほども申しましたように蛍光塗料により光を反射できるように、人から見えるようには考えております。それから、水位計はあくまで下の図を見ていただい

て、この断面図で判断していただきたいと思っていますので、この断面図で氾濫危険水位を超えたら避難指示ということが一目瞭然に分かるようにしたいと考えております。

奥良秀委員 断面図の話が出たんですが、見る人が見れば分かると思うんですけど、高齢者の方とか、あんまりこういうふうな越水等の知識がない方が、水が増えていっても、これが危険かどうかを判断できるかどうかというのがあるんですが、例えば、この画面を見たときに、危ないと思ったときには、ここに避難してくださいよとか、そういうふうな工夫をされる予定はありますか。

田尾総務課長 選定された業者との話合いになりますが、そのような工夫をしてほしいという要望は伝えさせていただいて、実施していきたいと思っています。

笹木慶之委員 これは防災カメラということなんですが、日頃は川をいつも見ていなくてもいいわけですよ。併用して、例えば防犯カメラの機能といますか、通常は防犯、いわゆる道のほうを照らすようなことができるんですか。

田尾総務課長 そういった問題がありまして、先進地視察を考えているところです。現状、視察に行けるかどうか分からないんですけども、防犯カメラと河川カメラを同時にとなりますと、肖像権の問題が発生しまして、例えば、横に動くようなカメラを設置すると、撮ってはいけないものを撮ってしまう可能性があるので、我々としては、あくまで量水板を中心とした定点カメラにしたいと考えています。ですから防犯カメラとの併用は考えていません。

奥良秀委員 河川を一つのカメラ、1か所で全体が見られると考えられてよろしいですか。私もある程度の可動で全体を見られるようにしたほうがいい

いんじゃないかと思っていましたけど、どうでしょうか。

田尾総務課長 あくまで画像は1点でよろしいかと思います。川が大きく増水していることを認識できれば、その下の断面図で、例えば氾濫危険水位のところ、ここが赤いラインであって、それを越えたかどうかを判断していただくのが目安にしたいと考えています。

奥良秀委員 3ページにある今回設置される場所が書いてある理由なんですが、大体被害が起きているところなんですが、有帆川は「考えられる」なんですよね。堤防の決壊や越水が考えられる。実際、何かがあったわけではない。有帆川でも、昭和初期では、下流のほうで甚大な決壊があり、越水があって、水害が起きています。地域の方とお話をされながら、設置場所を考えられているかどうか、教えてください。

田尾総務課長 残念ながら、地域の方と相談して設置するわけではなくて、山口県が既に新橋のところに水位計を設置しておりますので、山口県も、危険だということで、ここが分かればという思いで水位計を設置したんだと思います。我々としてはその水位計と、我々が付けるカメラと量水板で氾濫するかどうかを監視していきたいと考えています。

奥良秀委員 去年の台風のときに、高千帆排水機場の周りで、やはりもう越水というか、ある程度の内水氾濫が起きるような状況も起きております。だから、もう少し場所的なもの、本当にここが大事じゃないかなというところは、もう一度確認を取られて、高額なものなんで、1回付けたらほかに付けることは多分できないと思いますので、よく考えられて付けていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

田尾総務課長 内水にもカメラを付けることが理想だというふうには考えておりますが、例に出された有帆川、こちらが氾濫危険水位になれば、当然内水も氾濫しますので、有帆川の氾濫危険水位を超えれば避難指示を内

水の集落にも出せると判断しております。

奥良秀委員 それは何を見て判断されるんですか。

田尾総務課長 有帆川の例で言えば、新橋付近の川の増水量が氾濫危険水位を超えれば、有帆川下の集落には全て避難指示を出すということになりますので、内水にカメラを付けなくても、その判断ができるということです。全てカメラを付ければ理想ですが、1か所付けるとすれば、この有帆川の新橋でいいという判断をしております。

奥良秀委員 新橋のところに付ければ、その下流は網羅できるという考えでよろしいですね。

田尾総務課長 そのとおりです。

山田伸幸委員 防災気象情報システムが、仮にそれぞれの川に雨が大量に降って、水位がどんどん上昇しておるよというのが分かってきたときに、アクセスが非常に集中するんじゃないかなと思うんです。というのは、2010年の厚狭川水害のときには、そういうのはなかったと思うんですけど、私が独自に自分で橋の上から撮影をして、それをネットに上げたんです。そうしたらあっという間にアクセスが集中して、一時期つながりにくいという状況もあったんですけど、そういった情報システムのぜい弱性がないのかどうなのか、その点いかがでしょうか。

末永総務課防災危機管理監 そういった事例が県でもあったということで、県で確認したところ、動画配信であれば、かなり重たくなるので、そういった状況に陥るということでもあります。したがって、静止画で何秒か置きに流すという形であれば、そこまでのぜい弱性は起きないと聞いておりますので、そういった手法を取っていきたいと考えております。

伊場勇副分科会長 確認したいのが、県が設置している簡易水位計は、これ以外にはあるのかないのかというのが1点と、例えば厚狭地区が停電したときに、このシステムはどうなるのかを教えてください。

田尾総務課長 3ページの2番目の白丸のところ、設置予定場所が(1)から(6)までありますが、(1)の厚狭川と(6)の糸根川には、私たちが簡易水位計を付けたい。残りの(2)から(5)までは、既に山口県が設置しております。そちらのところに我々がカメラを付けるということで対応していきたいと考えています。

末永総務課防災危機管理監 停電時ということですが、バッテリーを積載しておりますので、停電になった場合も、すぐではありませんが、見る事が可能というふうに考えております。

伊場勇副分科会長 次に2ページの支出内訳についてなんですが、構築料で結構なお金が出て、ランニングコストがずっと掛かっていると思います。2年目のシステム利用料というのが79万2,000円ということで、これはそもそもリースで行うのか。契約は随意契約なのかなと思うんですが、その辺のランニングコストについて少し御説明をお願いします。

松岡総務課危機管理室主事 今回のシステムは、まず構築料として、今年度システムを構築していただいた後に、そのシステムを次年度からは利用させていただくということで、システム利用料、さらにシステムの保守をしていただくために委託料を計上しております。リースという契約の形態ではなくて、あくまで初年度に構築し、後にシステムを利用するという考え方です。

伊場勇副分科会長 機材を購入するということなので、耐久年数とか、その点はいかがでしょうか。

松岡総務課危機管理室主事 今回のシステム導入に当たりまして、購入する機材の主なもので河川カメラがあると思います。こちらの耐用年数は5年とお聞きしております。さらにサーバ類に関しましては、市独自でサーバを持つこともあろうかと思いますが、クラウドサーバも視野に入れて、システムの構築を考えております。

伊場勇副分科会長 ローカル5G等々、これを使ってどうのというという話題、トピックスではいろんなところであります。そういうところも随時考えていただきたいなと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

松岡総務課危機管理室主事 システムに関しては様々な導入手法があると思いますので、よく業者等と打ち合わせて、本市にとって良いものが導入できたらと思っております。

山田伸幸委員 システムはスマホで見られるんですか。

松岡総務課危機管理室主事 構築するシステムにおいては、当然のようにスマートフォンでの閲覧というものは、パソコンと様式が変わって、見やすいように変更していただく必要がありますので、こちらから業者への仕様の一つとして、スマートフォン対応は条件として加えようとは思っております。

中岡英二委員 スマホの対応を考えられるということなんですが、高齢者が持たれている「らくらくフォン」というのがありますが、それにも対応できるようにできますか。

松岡総務課危機管理室主事 らくらくフォンにつきましては、文字が大きくなっているのかなと思います。見せ方やどこまでの文字の大きさに対応できるかというのは、個人が持たれているスマートフォンの大きさとかにも依存するのかなと思います。その辺りは業者と確認しながら、対応で

きる範囲は対応していきたいと思っております。

河野朋子分科会長 1番の事業については終わりたいと思います。続きまして6番の選挙管理委員会からお願いします。

亀田選挙管理委員会事務局長 それでは審査事業6番、期日前投票所の増設事業について御説明します。資料は19ページから23ページまでとなっております。それではまず資料の19ページ、20ページの事務事業調書を御覧ください。まず事業の概要としましては、投票率が低迷しております小野田地区南部の選挙人の利便性を高めるため、また、山陽地区の期日前投票所が2か所であることに対し、小野田地区が1か所である不均衡を是正する目的も踏まえ、期日前投票所を赤崎公民館に増設するものです。設置する場所は、確定申告等で敷設されたネットワーク回線が使用できる赤崎公民館1階の第1研修室を予定しております。設置期間は埴生期日前投票所と同じ、投票日の前の週の月曜日から金曜日までの5日間、時間は午前8時30分から午後5時までで、今年度10月の市議会議員選挙から開設を予定しております。活動指標としましては、期日前投票4か所の合計投票数を設置しております。これは本市における期日前投票は、どの期日前投票所においても、投票区に関係なく投票できることから、小野田南部地区の有権者が必ずしも新設した赤崎公民館における期日前投票所で投票するとは限らないことが理由です。続きまして資料の21ページですが、赤崎公民館における期日前投票を設置する部屋の位置図です。資料22ページは当日投票を含めた投票率の状況、23ページはそのうち期日前投票の状況を示したもので、平均を下回っている投票区には投票率を網掛けして表示しています。共に小野田地区、特に南部のほうは平均を下回っている投票区が多くなっており、今回新たに赤崎公民館に設置することにより、選挙人の利便性が高まり、少しでも投票しやすい環境が整うものと考えております。続いて予算について御説明します。予算書の20ページ、21ページを御覧ください。予算としましては10月3日執行の市議会議員選挙、それから10月

21日任期満了の衆議院議員選挙、そして来年2月22日任期満了の県知事選挙、3選挙の合計としまして184万7,000円を計上しております。このうち市議会議員選挙における消耗品費のところですが、新型コロナウイルス感染症に対する対策として、飛まつ防止シート等の8万円を計上しております。また、市議会議員選挙及び衆議院議員選挙においては、投票箱等を選挙用器具費として計上しております。財源につきましては衆議院議員選挙事務費、県知事選挙事務費及び一般財源です。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

山田伸幸委員 先ほども少し説明があったんですけど、要するに、今まで回線の問題とか言われていたんですが、そういったものも有権者台帳にリンクして、どこの居住地の人であろうと赤崎公民館まで来て投票できるということによろしいのでしょうか。

亀田選挙管理委員会事務局長 おっしゃるとおりです。

長谷川知司委員 赤崎公民館の次、今後の期日前投票所の予定があれば教えてください。

亀田選挙管理委員会事務局長 来年の7月に予定されております参議院議員選挙において、大型ショッピングセンターの期日前投票所の開設を考えております。今年度としましては、後ほど予算の関係で御説明したいと思うんですが、それに関係する調査費を計上させていただいています。

河野朋子分科会長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。6番についての質疑を終わり、ここで……（発言する者あり）はい、どうぞ。

矢田松夫副議長 川地部長、先ほどの議事の進行なんですが、防災気象情報シ

システムの関係です。委員からの質問、質疑はほとんど性能というか効果というか、そういう質問が多いので、こういう機種を買いたいというカタログを出していただければ、議事が進行するというか、スムーズに行くということもありますので、もし機種を選定されていけば、そのカタログを資料として出されて審査をするとスムーズに行くんじゃないかと思えます。

川地総務部長 この度は機種を選定というよりも、機種をいろいろ使って、システムまで構築する費用を含めた業者選定になりますので、私どもとしては仕様書を定めた上で、プロポーザルを掛けての選定を考えております。今回はどのようなものを買うかというところまで至っておりませんので、資料の提出はできなかったということで御理解いただきたいと思えます。

矢田松夫副議長 委員からの質疑についての回答が次の製品に直結するということもあり得るという理解でいいんですね。

川地総務部長 今日、皆様方から頂いた御意見につきましては、今後作る仕様書の中に入れられるものは入れていこうと。そういう中で判断していこうとは考えております。

河野朋子分科会長 〔6〕番の件は終わろうと思いましたが、まだ、質疑があるようですので追加します。

山田伸幸委員 赤崎公民館ですけど、第1研修室は私たちが議会報告会で使っていて、手狭という印象を持っているんですけど、立会人の人たちも含めて、非常に狭い会場ではないかなという印象があるんですけど、いかがでしょうか。

亀田選挙管理委員会事務局長 今まで選挙管理委員会で実施してきました衆議

院選挙とか参議院選挙など、投票用紙の数がそれなりに多い選挙においても、一応対応はできている状況です。今コロナの関係等でソーシャルディスタンス等いろいろと考えなければいけない部分というのはあるかと思えます。そういう面で考えると狭いかなというふうなことは考えられますが、先ほど申し上げましたとおり、飛まつ飛散防止シート、それからその他にもアルコール消毒、マスク、そういったもの等を利用して対応していきたいと考えております。

山田伸幸委員 ロビー等は使わないわけですね。

亀田選挙管理委員会事務局長 一応ロビーの利用というのは、現在のところは考えておりません。ただ当然、有権者の方が大量に投票に来られた場合、一時的に廊下のほうに出てくることのあるかなということは考えますけれども、現時点ではそういうふうなことまで想定していません。その辺のところも実際に投票者がいつぐらいの時間帯が多いかということなどをいろいろな情報提供をする中で、投票する時間についても分散させたいと考えておりますので、今のところそこまで考えておりません。

河野朋子分科会長 ほかに、6番の事業についての質疑はこれで打ち切ってよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは5分間、換気のために15分まで休憩とします。15分から再開します。

午前11時8分 休憩

午前11時15分 再開

河野朋子分科会長 それでは分科会を再開します。審査事業の質疑を終えましたので、(2)の歳入に係る質疑、財政調整基金繰入金の件ですが、ここで質疑があれば受けます。（「なし」と呼ぶ者あり）では、歳出に係る質疑、総務課のところですが、質疑があれば受けます。

笹木慶之委員 ちょっとその手前の19款1項1目について、いいですか。

河野朋子分科会長 歳入に係る質疑があるそうですのでちょっと戻ります。

笹木慶之委員 財調基金の繰入金が、補正前3億9,844万8,000円が3億5,600万円と変更なっていますが、これの理由というか、主な理由はどういうことですか。

山本財政課長 補正前の繰入額の理由ということですか。

笹木慶之委員 補正前と補正額が同じぐらいの額になっていますが、そのことについて、説明してください。

山本財政課長 額が同じぐらいになっている理由ですか。（「そうそう」と呼ぶ者あり）偶然だと思いますけど、（「なんて」と呼ぶ者あり）たまたまです。肉付予算の中で、一般財源でどういった事業をやるか。当初予算においてどの程度の一般財源を追加で要したかというところになってくるかなと思っています。補正前の額は、そのほとんどが当初予算です。そこで取り崩した繰入額、それから、当然ですけど、この度の肉付予算を主とした6月の補正における財調の繰入れが似たような額だったというところですよ。

笹木慶之委員 普通に考えたら不思議に思うんですね。当初予算で3億5,000万円の繰入れ、そして、補正額で同じぐらいの補正を組むということ自体が不思議に感じるんですよ。今回の場合には、当初予算が枠組み予算のような感じだったから、そうなったのかどうか。その辺りのところを少し感じるんですけど、そういうことですか。

山本財政課長 委員がおっしゃるのは、恐らく予算を編成するに当たって、理

想としては財調の繰入れをせずに、当該年度の税収を持って予算を編成すべきだということがあるのかなと思います。そういった意味では、収支の均衡が崩れているような状況はあります。ですが、決算を打てば、ある程度縮まってまいりますし、今年度については、コロナに係る追加の需要というのもありますので、今回3億5,000万円を取り崩しますと、大体7億5,000万円近くの繰入れをすることになりますが、やむを得ない状況かなと思っております。

笹木慶之委員 そうしますと、財源が不確定なものがある。あるいは予算の支出に少し不確実性のあるものがあるから、決算時点においては、これは調整できるというふうに考えていいんですね。ある程度負担が増えているからね、あえて聞いているわけですが。

山本財政課長 財源が不確定だということではなくて、決算を打ちますと、当然予算の歳出側は大きく組んでいますので、どうしても不用額が発生してまいります。そういった不用額を整理する中で決算を打てば、ここまでの財政調整基金の取崩しは必要ないだろうと。実際に決算を打つと小さくなってまいりますので、そのことを申し上げたつもりです。

笹木慶之委員 ちょっと不安な予算執行のように感じます。それ以上聞きませんが、通常であれば、少し補正額が大き過ぎるというふうな感じがありましたので申し上げておきました。

清水企画部長 通常の6月補正であれば、こんな大きな金額になることはありません。当初予算につきましては骨格予算ということで、必ずしなければならぬものを中心にやってきました。今回は肉づけ予算ということで組んでおりますので、本来であれば、足した金額が当初予算で7億幾らの財政調整基金の取崩しだということになるだろうと思います。4年に一回、こういう形になると考えています。

河野朋子分科会長 歳入についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
歳出の総務課関係のところの16、17ページ。

山田伸幸委員 19ページになりますけれど、29目の本庁舎改修事業費にア
スベスト、PCBという項目が出てきているんですが、PCBはかなり
処理が進んでいたと思うんです。この内容について説明をしてください。

田尾総務課長 この度の補正予算から2期改修工事に入らせていただきます。
PCB廃棄物運搬処理業務委託料なんですけども、2期改修工事に入る
前に、1期工事に併せて令和2年度に行ったPCBの調査によりまして、
市役所の本庁舎の蛍光灯の安定器にPCBが含まれていることが分かり
ました。また、1期工事によりましてキュービクル——高圧受変電施設
が新設されて、撤去が可能となったトランスの電気設備にPCBが含ま
れていた場合に備えて、この廃棄物の運搬処理業務委託料として700
万円を計上しているものです。

山田伸幸委員 これまでにPCBの問題というのはかなり調査をしてきたんじ
ゃないんですか。今回改めて700万円掛けてやるというのは、今まで
の調査と今回の調査はまた別物と考えたほうがいいんですか。

田島総務課庁舎耐震対策室主任主事 PCBについてなんですけども、運搬処
理業務委託料700万円について、まず一つは先ほど課長が申しました
蛍光灯の安定器10基について、安定器にPCBの混入が見付かりまし
たので、これを廃棄するものと、あとは市役所キュービクル、新設を1
期工事ですべてさせていただいておるんですけども、それによりまして、も
ともと使っていた受変電施設が受電を終えることができますので、それ
によってPCBの調査をすることができるようになったというところです。
この度予算に計上しておりますPCB調査委託料55万円をもって調査
をさせていただき、実際に混入が見付かった場合には、合わせて計上し
ております700万円の運搬処理業務委託料で廃棄処理をするというも

のです。

山田伸幸委員 今、見付かった場合という表現をされたんですが、ということは、現在のところそれは見付かっていないんですか。

田島総務課庁舎耐震対策室主任主事 先ほど課長も申しましたけども、昨年度、1期工事に合わせて、本館の蛍光灯の安定器について、全て再度PCB調査を掛けております。その結果として、サーバ室から蛍光灯の安定器にPCBが見付かったのがまず一つあります。それと別で、先ほど申しました、受電を終えて調査ができるようになったPCBを含むかもしれない電気施設について調査を行いまして、その結果、見付ければ処理するというものでございます。

山田伸幸委員 ということは、これは粹取りなんですか。

田島総務課庁舎耐震対策室主任主事 サーバ室の蛍光灯の安定器につきましては、PCBの混入が既に判明しておりますので、処理をするものです。使わなくなった受変電施設のPCBについては、調査の結果、見付ければ処理をするというものですので、使わないという可能性もあります。

奥良秀委員 PCBの関連なんですが、国か県かちょっと忘れましたが、令和2年度までに事業系のPCBは処理ということがうたっており、なぜこの時期になったのかというのが今の説明なんですが、これによって、要は処理費が増えるんでしょうか。

田島総務課庁舎耐震対策室主任主事 PCBの処理委託料等につきましては、まず、高濃度PCBについては、国の管轄するジェスコという機関が一括処理をしております。それは北九州にあるんですけども、この地区ではそちらに運搬して処理をするという形になっております。処理料については単価が決まっておりますので、金額について変更はないと考えて

おります。高濃度PCBについては、基本的には令和2年度まで、つまり令和3年3月31日までを処理期限としておるところであるんですけども、これについて特例措置がありまして、令和2年度中にPCBがあるという届けを県に出しまして、それを計画的に処理するという前提で、特例処分として1年間、廃棄の期限が延びておりますので、処理ができるものです。

田尾総務課長 アスベストのほうです。まず2期改修工事の件なんですけども、本庁舎本館の屋上防水工事と外壁の改修工事を行います。屋上防水工事の屋上の床面にアスベストが使用されている可能性がありますので、この工事に先立ちまして調査を行うための委託料ということです。

山田伸幸委員 では14節の工事請負費、これがそういったものに当てはまるんですか。それともこれは全然別の予算なんですか。

田尾総務課長 こちらの工事請負費は今申しました屋上防水工事と外壁改修工事です。

河野朋子分科会長 ほかに。16、17、18、19ページまで今行っています。いいですか。16、17ページの職員研修ですか。

伊場勇副会長。職員研修委託料なんですけど、新たに補正が出たということで、内容を教えてください。

辻村総務部次長兼人事課長 今回の研修委託料につきましては、課長級職員の研修を予定しています。市長も申しておりますように、組織の要である課長級職員がキーであるという認識の下に、課長級職員の資質向上を図るために、外部機関から講師を招いて、集中的に研修をしたいということで今回計上させていただいております。

伊場勇副分科会長　これは年数回に分けて行うということですね、1回じゃなくて。

辻村総務部次長兼人事課長　予定では、課長級職員大体60名程度おりますけども、これを大体3グループに分けて、それぞれ2日間やろうという計画の予定です。

河野朋子分科会長　16、17、18、19ページの該当部分で質疑を受けております。よろしいですか。では、選管のところですか。20、21ページの中で質疑はありますか。

山田伸幸委員　立会人に対する新型コロナへの対応です。これはどういった範囲で求めていくんでしょうか。人数を絞るとか、あるいは完全な感染防止対策が取られるか。どの程度のものを考えておられるでしょうか。

亀田選挙管理委員会事務局長　立会人に対しての感染防止対策ということですが、一応マスクとかフェイスシールド、手袋、そういったもの等を考えてはおります。それから一応人数的なものなんですが、各投票所における投票立会人につきましては、最低でも2名となっております。これ以上絞ることはできませんので、この辺についてはそのままの状況で対応していきたいと考えております。

伊場勇副会長　先ほど事業審査のところ、商業施設であるおのだサンパークに期日前投票所を増設するための調査とありましたが、こういった形で調査を行っていくのか教えてください。

亀田選挙管理委員会事務局長　これにつきまして、現在サンパークの中に市の所有するネットワークというものが全く入っておりません。したがって、一応今考えておりますのは2階の催事場を投票場所、つまり期日前投票所とすることを考えておるんですが、どのような形でそこに向け

てネットワークを敷設することが可能なのか、要するに天井裏を潜って
いったりして、そういったところでルートを確認するという状況です。

伊場勇副分科会長 この事業者は30万円を出ているんですが、確認するた
めに業者を使ってということで30万円ということでしょうか。

亀田選挙管理委員会事務局長 一応これにつきましては、言われるとお
り業者から事前に見積りを頂いておまして、その結果が30万円とい
うことので出ておりますので、それで計上させていただいている次第
です。

河野朋子分科会長 ほかに。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
そうしますと、審査番号①番の部分の審査が終了したということ
でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以上で審査番号①
番については審査を終了します。この後45分から審査番号②番
に移りたいと思います。

午前11時35分 休憩

午前11時44分 再開

河野朋子分科会長 それでは分科会を再開します。審査番号②番に移
りますが、審査対象事業、本来でしたら順番に行くところですが、
5番の電子図書館システム導入事業を先にさせていただこうと思
いますので、よろしくお願ひします。ではこれに係る説明をお願
ひします。

平中中央図書館副館長 順番が前後しまして御迷惑をお掛けしま
す。審査事業5番、電子図書館システム導入事業について説明しま
す。事務事業調書は、15ページ、16ページです。17ページに簡
単な説明資料を付けております。電子図書館とは手持ちのパソコン、
タブレット、スマートフォンなどで、電子図書館システムのサイトに
アクセスし、個人のID

とパスワードを入力して、借りたい電子書籍を選び、読みたいときに借りた電子書籍にアクセスし、手持ちの機器の画面で読むことができるシステムです。読み終わったら手持ちの画面で返却手続きをしますが、返却手続きを忘れていても、期限には自動的に返却され、読めなくなります。時間、場所を問わず、電子書籍を借りることができるようになり、貸出し時、返却時の来館は不要となるため、障害者や自宅療養者等、来館が困難な人々も利用でき、図書館利用者の層を広げることができます。貸出し対象者は、市内に在住、在勤、在学する人で、事前に来館によって電子図書館の利用登録手続きをし、IDを入手、パスワードを設定した人です。市内に限定しますので、現行の図書館における貸出し対象者より狭まります。導入までのスケジュールですが、予算成立後、業者にシステムの導入作業を委託し、それと並行して、司書職員が電子図書館に並べる電子書籍の選定作業を行います。本年10月のオープンを予定しております。システムの導入に必要な経費は、予算書の28ページ、29ページを御覧ください。10款教育費、5項社会教育費、3目図書館費を1,155万円増額するものになります。内容はシステムを導入する作業の業者への委託料として12節委託料の中のシステム開発委託料77万円と、ネットワーク設定委託料として12節委託料の中の電算委託料55万円の二つです。それからシステムの運営に必要な経費は、サーバを保管するクラウドの利用料、13節使用料及び賃借料の中のシステム利用料、月額5万5,000円で、初年度は6か月分、33万円となります。それに加え、電子書籍を貸出しする権利を得る費用、いわゆる電子書籍の購入費用ですが、同じく13節使用料及び賃借料の中の電子図書サービス利用料、初年度は990万円で、2,520冊を購入する予定です。2年目以降も、適度に追加をする予定にしております。この二つになります。説明は以上です。

河野朋子分科会長 今事業の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

山田伸幸委員 今の説明で冊数と表現されたんですけど、ということはこれを誰かが借りる手続きをしたら、ほかの人はその本は読めないということでもよろしいのでしょうか。

平中中央図書館副館長 紙の書籍同様1冊ごとに借りることができるのは原則1人で、一部の書籍については、2、3人同時に貸出可能なものもあると聞いています。次の人は返却を待たなければなりません。貸出中の電子書籍は予約が可能で、返却され次第借りることができます。

山田伸幸委員 先ほど2,400冊余りということだったと思うんですけど、これはどういった内容が中心になるのでしょうか。

山本中央図書館長兼厚狭図書館長 電子書籍は大きく二つに分かれていて、一つは、ずっと電子書籍が使えるもの、もう一つは、2年間という期限が来る、あるいは52回貸出しされたものについては消去されるという2種類に大きく分かれております。それで、どうして分かれているかというと、その期限があるものについては、割と人気のあるものが中心になっているようです。実際に、他市においては実用書などが多く借りられている、そういう傾向が見受けられます。それから、コンテンツの内容については、音声読み上げ機能が付いている書籍もあります。それから、文字が拡大できるもの、そして今の紙の書籍と同じように、全然拡大できないものというようなものもあるようです。それから動画が入っているものもあります。いろいろ種類があるようですので、他市の状況を見ながら人気度を調べて、購入を検討したいと考えております。

山田伸幸委員 私も電子図書は待合時間等によく読んでいますんですけど、非常に便利だなと思う反面、紙をめくるといった感覚はなかなか捨て難いものもあります。やはりこういった新しい形、利用者にとってはどうなのかなと思うんですけど、やはりこういったものに対する需要があると考えて導入に踏み切られたのでしょうか。

山本中央図書館長兼厚狭図書館長　今、他市も導入が進んでいまして、それは需要があるからというのが一つあると思います。それから、日本はだんだんこの電子書籍の点数が増えてきております。今、約10万点とされていますけど、1年間に1万点ずつ増加しているという状況ですので、新しい電子書籍がどんどん発売されて、それが利用されているという状況です。これから、まだまだもっと増えてくるんじゃないかなと思うっております。ちなみに、アメリカのニューヨーク公共図書館では、電子書籍の伸びが300%というようなことも聞いておりますので、これから日本もそういう状況になる可能性があるんじゃないかなと思っております。

山田伸幸委員　この電子図書というのは、文字だけのものなんですかね。文字だけの本になるんでしょうか。いろいろな、例えば美しい挿し絵があったりとか写真があったりとかグラフがあったりとか、そういうのも必要かなと思うんですけど、いかがでしょうか。

山本中央図書館長兼厚狭図書館長　例えば昆虫図鑑とか植物図鑑などは、電子書籍として見ることができます。それから鳥の鳴き声などを音声で聞くことができる電子書籍もあると思います。それから動画も入っていて、動画で見ることができる電子書籍もあると聞いています。

山田伸幸委員　今の説明を聞くと、かなり将来性があるのかなと思います。だから例えば、授業でそれを使うということも……授業だったら同時にはできないですね、何人かで。そういうのはできないということですよね。

山本中央図書館長兼厚狭図書館長　1冊の電子書籍を同時に多人数が使うというのは、ちょっと今のところできないということです。

伊場勇副分科会長　貸出対象者が市内在住と在勤、在学する人ということで、

本人確認等々で来館していただかないといけないということなのですが、本人確認の仕方等々をちょっと教えてください。

平中中央図書館副館長 まず現在の図書館に登録をしていただいて、その中から条件に合う、いわゆる市内に在住、在勤、在学する方に対してこの電子図書館の資格を与えるということになります。

伊場勇副分科会長 そのカードとかそういうのを渡すとかそういうことなんですかね。

平中中央図書館副館長 現在の図書館の利用者の方にはカードをお渡ししておりますので、それを持ってきていただければ、その方に対してIDを出してパスワードを設定していただくということになります。特に電子図書館の利用者ということでのカードの交付等は考えておりません。現行では、まず図書館の利用者の利用者カードがIDになると考えておりますので、図書館の利用者のカードを持っていただければ、よろしいかと思えます。

伊場勇副分科会長 初年度で1,155万円、ランニングコストが約400万円予定されておりますが、今後増やしていく中で、運営していくコストについて、職員の負担を軽減する等々あるかと思われませんが、その辺はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

山本中央図書館長兼厚狭図書館長 電子書籍のシステムを運営する中で、一番大事なのは選書だと思います。どういう電子書籍を購入して提供するのかということで、そのための専任といいますか、それを主にする職員は、張り付けておく必要があるんじゃないかなと考えています。

伊場勇副分科会長 最後に、電子図書が進んでいく中で、やはり本の温かみといますか、山田委員もおっしゃいましたけれども、めくるとか持つこ

との重みとか、そういったところもやっぱりしっかり残していかなきゃいけないと思います。アナログなところも続けていかななくてはいけないところは十分あると思うんですけど、そういうところはどういう取組を考えられているのか教えてください。

山本中央図書館長兼厚狭図書館長 電子書籍が今どんどん出版されていますけど、紙の書籍は年間8万点ぐらいの出版点数ですので、まだまだ紙の媒体のほうが圧倒的に多いという状況です。それから、今おっしゃいましたように、やはり紙ならではの重さとか装丁とかページをめくるときの感覚とか、そういうのは割と重要な要素じゃないかなと考えていますので、両方の良さを追求していくということで、紙でないとはこれは楽しめないなという紙の書籍もあると思いますし、これだったら電子書籍で十分かなというのものもあると思いますので、その辺はよく吟味して購入したいと考えています。

伊場勇副分科会長 子供たちに対しては、やはり初めは電子よりもしっかり本に親しんでもらいたいんですけど、その辺どうですか。

山本中央図書館長兼厚狭図書館長 小さいときには、やはり紙の本が重要だと思います。紙を通して、そこに親御さんがおられて、一緒にコミュニケーションを図りながら、紙の本を楽しむというのが基本じゃないかなと思っています。電子書籍でも絵本があるんですけど、それは動画になっていたたり音声が入っていたりということで、もう本とはちょっと違うんじゃないかなと考えていますので、それはまた別の楽しみ方じゃなかろうかなと思っています。

山田伸幸委員 現在、本とかであれば、注文をすると取り寄せていただいたり、あるいは購入していただいて見ることができるんですけど、この電子書籍でも同様なことができるんでしょうか。

山本中央図書館長兼厚狭図書館長 現在、本においてはリクエスト制度というのがありまして、購入希望を出していただければ、こちらで取り寄せて提供するということを行っていますけれども、電子書籍については今のところそういうシステムはないと思います。予約はできるんですけど、購入希望まではできないんじゃないかと思います。

河野朋子分科会長 いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)では、**5**番の事業について質疑を終えたいと思いますが、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)午前中はこれで終わりますして、午後からは順番どおり**2**番の審査事業から始めさせていただきたいと思います。午後1時からしますので、よろしくお願ひします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

河野朋子分科会長 それでは分科会を再開します。審査番号②の審査対象事業**2**番から審査を行います。それでは、説明を執行部からお願いします。

長友学校教育課長 学校教育課からキャリア教育推進事業について御説明します。資料5ページ、6ページになります。本事業では、児童生徒一人一人が主体的に自らの未来を切り拓くとともに、郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献しようとする意欲を高めるキャリア教育を進めてまいります。具体的には、中学生を対象にして、本市出身又は本市で活躍されている著名人や文化、スポーツ、経済界など、様々な分野の人材を招いて講演会を実施します。講演会を実施するために、各学校に、講師謝金10万円、消耗品費1万円を目安として、市内中学校6校の講師謝金として60万円、消耗品費として6万円を予算計上しています。簡単ですが、以上で説明を終わります。

河野朋子分科会長 それでは、説明は一応終わりましたので、質疑をよろしいですかね。

山田伸幸委員 7ページ、8ページが全然説明されなかったんですけど、こちらをもう少し突っ込んで説明していただけますか。

長友学校教育課長 失礼しました。キャリア教育を推進するために、子どもたちには発達段階に応じて夢や目標を考えさせています。そのために、自分がしたいこと、自分ができること、社会が求めていることを視点として、子どもたちに夢や希望を考えさせています。そして、本物に学ぶ体験活動等により、学校教育活動を通じたキャリア教育の推進、キャリア・パスポート（キャリア・パスポートとは、小中学校で学んだものをファイリングし自分の成長を確かめるもの）を活用した校種間の連携、小学4年生で行われる2分の1成人式や中学校2年生で行われる立志式での自分の夢や目標の確認、職場見学・体験、大学訪問、企業訪問等による仕事についての意識高揚、コミュニティ・スクールの仕組の活用や大学や企業等の連携を進めてまいります。以上のような取組を、小学校、中学校と発達段階に合わせて進めていき、「夢を抱かせ、夢を志に進化させる」「学校と社会とのつながりを実感させる」「郷土に対する誇りと愛情を育てる」キャリア教育を推進してまいります。以上で説明を終わります。

河野朋子分科会長 はい、説明が終わりましたので、この事業について質疑を受けたいと思います。

中岡英二委員 お伺いしますが、今でも中学校においても職場体験とかはしていますし、学校独自で講演を開くとかをしています。それにプラスしてこういうキャリアの充実を図ってやっていくのかお聞きします。

長友学校教育課長　今おっしゃるとおり学校で行われておりますことは、キャリア教育の中の一部でして、全体的には今のも全部含めて推進しているところです。その中で、本事業で中学校を対象にして講師を呼ぶということに関しましては、各学校ばらばらで、やったりやらなかったりという学校もあります。これは、郷土に対する誇りと愛着を育てるためには、是非こうした地元本市で活躍されている方とかを呼ぶことが非常に重要だと考えておりますので、今やっていることに加えてというよりも、置き換えたり、今までなければそれにつなげていったりしながら、こういったキャリア教育を進めていくというものです。

長谷川教育長　少し補足させていただきます。これまで、夢の教室という事業を学校教育課が持っておりました。これは、サッカー協会との連携というか、主催の取組を本市でも行うというものでしたけれども、講演の内容が、スポーツ選手に限られているという状況がありました。それを、もう少し深化させて、地域の人材でいろんな多方面で活躍されている方もいらっしゃいますので、そういった方を学校に招いて、子供たちに夢や志を抱かせたいということから、この事業をスタートさせたいということでした。

笹木慶之委員　キャリア教育の充実事業ということで、非常に重要な案件だと認識しておりますが、先ほども言われました学校間の取組に差があり、それを画一化するということが一つだと言われました。それはそれでいいんですが、一つ私分からないのでお聞きするんですけど、子供たちの教育の中で、極めて重要なことというのは、道徳があると思うんですが、これはいろいろなステップの段階でいろんな人たちの言うことを聞くということですよ。それを聞き入れる力がなかったら、入れないんじゃないかという気がするんですけど、その辺りとの兼ね合いはどのようにお考えなんですか、学校において。

長友学校教育課長　おっしゃるとおり、人の話をよく聞くということは、大変

重要なことです。キャリア教育が目指す、子供に付けたい力にもおっしゃられたようなことは入っております。ですので、こうしたことは、キャリア教育という枠組みも当然なんですけども、教育活動全体で、人の話をよく聞いたり友達のことを思ったりというようなことは非常に重要なことですので、学校教育では、小学校初期の段階から発達段階に応じて、少しずつ育てていくように進めております。

笹木慶之委員 もう1点関連して聞きますが、この事業のメニューの中に、例えば修学旅行であるとか、あるいは宿泊体験学習とありますよね。これも重要な意味合いを持っていると思うんですけど、今このコロナ禍で、やはり2年続けて不安定な状態になってきていますね。さらに今年もちょっとクエスチョンとなれば、こういったものが欠落してくるということになるんですけど、それを補うような事業といいますか、対応というのはしっかり考えておられると理解していいですか。少し説明してください。

長友学校教育課長 コロナ禍で、子供たちの心を育てる、友達との絆を育てることは大変重要だと考えております。ただ、今、御指摘にありましたように、コロナ禍でそうしたことができない状況ではありますが、学校教育課としましては、文部科学省も示しているとおおり、学びを止めない、できる限りは実施する、感染対策を万全に整えた上で実施するというような方向を出しておりますので、本市としましても、できる限り修学旅行、宿泊体験学習については進めていきたいと考えております。でも、もしも宿泊を伴うようなことができない場合につきましては、それに代わるような学校での活動、代わるというのは、どこかに出かけるということのみだけではなくて、友達と一緒に協力して何かをするとか、助け合って何かをするとか、そうした教育活動を仕組んでまいりたいと思います。

笹木慶之委員 今おっしゃいましたように、これを見ても、私が申し上げ

たことというのは、社会見学を含めての話なんですけど、要はつながりの部分なんですよね。いわゆる学校と社会のつながりを実感させるという意味合いが、この事業にあると思うんですけど、したがって先ほど申し上げたような修学旅行であるとか、あるいは宿泊体験学習等々ができなかった場合には、こういうつながりを実感させるというようなものを取り入れて、これに代えていくというふうに理解していいですか。

長友学校教育課長 そのように理解していただいてよろしいかと思います。

山田伸幸委員 なかなかイメージをつかめなかったんですけど、これを読んでいくと、地元というのがメインキーワードなのかなと思って聞いていました。あちこちに郷土に対する誇りと愛着だとか、山口東京理科大学への訪問、職場講話、職場体験というのは、やっぱり市内企業だろうと思うんですけど、そういった郷土に対する様々な取組というのは、各学校で今でもいろいろな形でやられているんじゃないですかね。例えば本山小学校なんかは緑の少年隊で、竜王山をステージにしていろんな体験活動をやっているし、そういったものとはまた更に違ったものがあるんでしょうか。

長友学校教育課長 本山小学校が地域の教育資源を利用していろいろな活動をされています。ほかの小学校区中学校区におきましても、同様に教育資源を使った学習をされています。ただ、それが今十分かと言われるとそうでもないところもあります。例えば、先日、ある学校の先生がおっしゃられたんですけども、自動車工場というような単元を5年生の学習でする場合があります。そのときには、自動車工場とは、もう防府のマツダということで、ほぼそこに見学に行くことが多かったんですけど、今回コロナ禍になりまして、そうした見学ができなくなりました。そうした場合、地元を目をやると、車の部品を造っている会社が大変多くあります。そうした会社に連絡を取って学習するというのをされた学校もあります。そのように、足元にそういったたくさんの企業もあり、そこが

いろいろ世界とつながっていったり日本とつながっていったりするような企業もありますので、今後はそうしたところも積極的に取り入れて、学習を進めていくということが非常に大切だと思います。そのためにも、地元の人材を活用するようなことは、その大きなきっかけになるのではないかと考えております。

山田伸幸委員 それともう一つ、検討材料としてあるのが、子供たちが日頃からやっているいろんな遊びというのがあると思うんです。例えばスケボーであるとかゲームであるとか、中には最近ダンスを非常に熱心にされる子供もいらっしゃいます。ダンスは今体育の授業にもなっていますよね。ゲームというのは単なる遊びかと思ったら、いつの間にか巨大な産業になって、世界的な大会まで開かれる。スケボーに至ってはもうオリンピック競技にもなっているということで、今までにはない価値感といいますか、そういったものがいろんな場面で出てくる。そういったものを新たに発見するというのも、子供たちが将来に夢を持つことにつながるのではないかなと思うんです。やはりどうしても、親というか教師から見て、これがキャリア教育なんだということでやるところに限界が出てくるのではないかなと思うんですけれど、そういった私の心配というのはただの杞憂に終わるのでしょうか。どうでしょうか。

長谷川教育長 先ほどから道徳であったりとか、ここで今話題になっておりますキャリア教育であったりとか、それから、ふるさとについて学ぶ学習であったりとか、人と人とのつながり、コミュニケーション能力を育む学習であったりとか、そういったものというのは、それぞれが独立しているものではなくて、互いに包含関係にあるものであろうと思っています。これは、キャリア教育だ、これは道徳教育だというふうに差別化を図るということは非常に難しい。そういったいろんな価値感に子供たちが触れながら学びを深めていくというふうに理解していただけたらと思います。

奥良秀委員 キャリア教育ということで、私も小学生のときには地元の大きな企業に行って社会科見学をさせていただいた経験もあるんですが、その地元でいろんな企業があるんですが、多分今はそこを回られていないのかなと。そういうちょっとクエスチョンがある中で、やはりそういったところをつなげていくためには、学校だけじゃちょっと難しい、例えば教育委員の方や地元の方とのつながりによっていろんなところを紹介していただける、多分こういうふうなことを伝えていけば、山陽小野田市が産業でどういった底地があって、こういうふうな感じで、町になっていって企業が増えていったっていうのは分かっていくので、こういうキャリア教育というのは、大変私はいいなとは思いますが。しかし、その産業とか産業関係の人と学校と結ぶというのが、今の学校でそういうことができますかね。

長友学校教育課長 学校だけでは、やはり限界があると思います。ただ、現在、山陽小野田市の学校は全て、コミュニティ・スクールとなっております。学校運営協議会が設置されております。学校運営協議会には、学校の先生だけではなく、社会で活躍されている方であるとか、地元の名士の方とかいろんな方がいらっしゃいますので、そうした方を通じて、今おっしゃられましたいろんな企業又はいろんな人とのつながりができれば良いというふうに考えております。

奥良秀委員 例えば山陽小野田市は合併したまちなんですが、例えば厚狭地区は厚狭地区の企業しか行かないよとか、小野田地区であれば小野田地区の企業しか行かないよというのではなくて、やはり交流を持って、やっぱり山陽小野田市の子供ということであれば、全てを網羅できるようなことを、やはりキャリアアップでつなげていって、総体的に今、山田委員からもありましたけど、言われていることはeスポーツだと思いたんですが、例えばこういったものを今度は理科大とつなげていって、全部総合的にやっていくのがこういうふうなキャリア教育だと思います。例えば、それに特化したような方を一人専門的に付けるという考えはないで

すかね。とてもいいことだと思いますんで、そういったやっぱり専門的な方が一人いらっしやったほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

長友学校教育課長 おっしゃるとおり、そういうふうに専門に取り仕切られている方がいらっしやるのは大変理想だとは思いますが、学校には地域と結んでくださるコーディネーターの方も多数いらっしやいます。まずは、そうした方々とよく連携を図りながら広げていきたいと思っております。

伊場勇副分科会長 キャリア教育については、新しい職がどんどん出てきて、選択肢が相当増えているので、早いうちから職業について少しでも触れることは大変大事なことだと思いますし、そういった中でやっぱり課題としては学校単位で行うのであれば、その学校ごとに呼ぶ講師が偏ってしまうようなところもあると思うんです。予算を見ると5年後までで、教育委員会としてしっかりやっていきたいんだというところがあると思うんですが、まずこの講師の選定は、教育委員会がいろいろ準備するのか、学校単位で決めていくのか。その辺どうなんですか。

長友学校教育課長 講師を学校だけに任せると、今おっしゃられたようなこともありますし、なかなか限界もあると思います。教育委員会としましては、学校の要望を聞き、教育委員会も知恵を出し、一緒になって講師を選んでいきたいと思っております。

伊場勇副分科会長 差が出ないようなやり方がいいかなと思います。年間の回数や、その対象学年は、具体的にどうなのか教えてください。中学校何年生が対象であるとかです。僕は、以前、その職業講話に1回参加したことがあって、中学校2年生だったんですけど、もし、この計画の中に理由があって、この学年で年間の回数等があれば、教えてください。

長友学校教育課長 今まで中学校2年生を中心に進めておりました。学校とし

ては中学校2年生を中心にカリキュラム組んでおります。ただ、規模の大きな学校も小さな学校もありますし、小中連携も今進めているところですので、中学校区を一つの単位と考えまして、その中で柔軟に対応できればと考えております。

山田伸幸委員 実際に、これに費やす事業時間といいますか。前後の準備とかもいろいろあるかと思うんですけど、大体どういったカリキュラムを検討しておられるのでしょうか。

長友学校教育課長 中学校のカリキュラムで考えれば、こういった話を聞くまでに、それまでに自分は何になりたいのかとか、どういったことを目指すのかとか、そうしたことを実際に調べたり自分でまとめたりというようなこともあります。それらを中心に話を聞いた後に、さらに自分の思いはどう変わったかとか、どのようにしていくのだろうかというような振り返りというのがありますので、具体的に何時間ということは学校ごとには変わるとは思うんですが、これが単発であるわけではなくて、いろんな学習と関連づけて位置づけられることと考えております。

山田伸幸委員 山陽小野田市は、かるたによるまちづくりということを言われておるんですけど、こういったキャリア教育の中に組み込まれるような考えはあるのでしょうか。

長友学校教育課長 かるたもこのキャリア教育に入れております。

中岡英二委員 職場体験、職場見学の中に企業訪問とかがありますが、この中には、今、一生懸命やられている市民病院とか警察署とか消防署、その他公務員とか議員の職場見学というか、そういうソーシャルワーカーに近い人たちのそういう職場見学というのは考えられていますか。

長友学校教育課長 職場見学は、基本的には子供の希望によるものですが、今

までも病院に行ったり学校に行ったりと、そういった見学をされております。

河野朋子分科会長 結局講師は学校、それぞれ違うということですか。それとも統一するということですか。どちらですか。

長友学校教育課長 学校の希望に応じて行いたいと思っておりますので、統一するということはないんですが、もしかしたら希望が重なれば同じようになる可能性もあります。あくまでも学校の希望を中心に考えていきたいと思えます。

河野朋子分科会長 教育委員会として今、ある程度こういう方をというように想定されている人がいらっしゃるわけではないんですか。どうなんですか、その辺は。

長友学校教育課長 教育委員会から、この人というと、また学校の思いと違ったり子供の思いと違ったりすることもありますので、この人というように想定はしておりません。

河野朋子分科会長 大体、もう質疑はよろしいですか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、事業についての質疑は終わりたいと思えます。次に、審査事業³番スマイルサイエンス事業についての説明をお願いします。

長友学校教育課長 スマイルサイエンス事業について御説明します。本事業は、山口東京理科大学という地域の教育資源を最大限に活用し、小学生・中学生にとって専門性の高い実験や高度な科学技術を体験できる機会を通して、子供たちの科学に対する興味・関心を高め、未来に飛躍する人材の育成につなげることを目的としています。そこで、山口東京理科大学の地域開放日、本年度は令和3年9月26日の日曜日になりますが、この日に市内小中学校理科作品展を実施します。大学の地域開放日に併せ

て実施することにより、大学の設備を見学したり、大学が用意する体験教室に参加したりすることができ、科学への憧れや関心・意欲が高まると考えています。また、こうした体験が小中学生に将来への夢や希望を抱かせるきっかけになることも期待しています。予算としましては、消耗品として23万円、印刷製本費として2万円、会場の準備や撤去を含み会場設営委託料として25万円を計上しています。以上で説明を終わります。

河野朋子分科会長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

山田伸幸委員 これまでであれば、サンパークを会場にして、いろんな企業とか高校なんかも入ってきてやっていたんですけど、そういったものもこの中に取り入れられるということなんでしょうか。

小野学校教育課主幹 昨年は実施できませんでした。一昨年度までは、高校、地元の企業等を招いてブースを開いていただいていたんですけども、今年度につきましては理科大との協議の上、理科大のみでブースを開設、そして科学体験を実施するという方向で話を進めております。以上です。

伊場勇副分科会長 山口東京理科大学の学生との小中学校の交流というのは、今までもされていたと思うんですが、さらに、その成果というかお披露目、もっと連携を充実させるためにこの作品展、科学体験を行うと。なのでしっかりと予算を付けてということによろしいですね。

長谷川教育長 この度、会場をサンパークから山口東京理科大学に移す意図として、本市の小中学生が、山口東京理科大学を訪れたことがないんじゃないかということがあります。本市に大きな大学があるわけですから、その大学というものの存在をしっかりと子供たちにも意識してもらいたい。バスで運んで、そこの見学をするということも可能なんですけども、それよりは、かがく博覧会を大学の会場でやることによって、足を運んで、

大学ってこんなところなんだなと思ってもらい、将来の進路選択の一つに加えてもらえるといいなという思いもここに 있습니다。

山田伸幸委員　今までのかがく博覧会に何度か行ったんですけれど、会場全体でいろんなことが行われていて、非常にざわざわしているなという印象があったんですけど、やはりどこかのメインのところで大規模な見せる科学実験みたいな、そういったものもあると、より興味関心も湧くではないかなと思うんです。やはりそれぞれの実験室とか研究室とかでやられているものをただ単に紹介するだけだったら、見学と変わらないと思うんです。スマイルサイエンスで、せっかく大学に行くわけですから、子供たちが目を輝かせるようなものが必要ではないかなと思うんですけれど、何か検討はされているんでしょうか。

小野学校教育課主幹　先ほど、見せるメインのようなものがあればいいのではないかとかいうお話を頂きましたが、現段階では、まだその詳細については、話を煮詰めておりません。理科大と更に煮詰めていく際に、先ほど山田委員から御指摘いただいたことを話題にしながら、大々的になるような驚きのあるブース、そして、小さなものかもしれないけども、見るだけでも感動できるものってあるんですよね、各研究室で電子顕微鏡を見るときか。そのようなものに触れる機会になるように、仕組んでいきたいと考えております。

中岡英二委員　ちょっと開催の仕方で分からないことがあるんですが、会場は理科大ですけども、生徒は授業の一環として全員で行くのか、それとも大学がこういうサイエンス事業をこの期間やるから、皆さん、親と一緒に来てくれという、そういう実施の仕方なのか、お聞きします。

小野学校教育課主幹　中岡委員がおっしゃられた後者になります。保護者に連れてきていただいて、見学、体験ということになっております。

河野朋子分科会長 はい、ほかに。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
この事業について質疑はもうないですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それ
では、**3**番の事業についての審査を終わりたいと思います。続きまして
4番のふるさと文化遺産登録活用事業について審査します。

船林社会教育課長 社会教育課から審査対象事業**4**番、ふるさと文化遺産登
録・活用事業について御説明します。審査資料の11、12ページ、補
足資料の13ページをお開きください。山陽小野田市ふるさと文化遺産
は、地域の財産として親しまれ、大切にされている文化的財産を再発見
し、世代を超えて受け継がれ、地域の歴史や風土に根ざしたストーリ
性のある概念を登録するものです。平成26年度から令和元年度までに、
「寝太郎」・「竜王山」・「小野田セメントと笠井家」・「高泊開作」
の4件を登録し、それらを1冊にまとめた冊子を製作し活用を図って
おりましたが、令和2年度に新たに5件目となる「山陽道」を登録しまし
た。この「山陽道」の資料については、昨年度は、庁内の印刷機で印刷
し、冊子に追加して、ふるさと文化遺産の講演会などで活用を図って
いますが、庁内の印刷機でも恒常的に経費が掛かるため、この度、この「山
陽道」の資料について印刷を発注しようとするものです。資料の13ペ
ージを御覧ください。ふるさと文化遺産「山陽道」の資料について少し
説明していますが、これは全20ページでフルカラーとなっており、5
章立てで、古代から現代までの山陽道の歴史や変遷を解説したものとな
っています。今年度はこの資料を300部印刷する予定です。なお、昨
年度から、ふるさと文化遺産のファイルを1冊500円で講演会などを
通じて販売しており、今年の5月10日までで181冊を販売していま
す。活用につきましては、昨年度は山陽道をテーマとした講演会を6会
場で開催しました。また学校とも連携を図り、市内中学校1校で出前授
業を開催しました。今年度も公民館や学校で、同様の取組を実施するよ
うにしています。また、昨年度、学校教育課と連携し、新規採用2年目
の先生を対象とした地域資源開発研修に「ふるさと文化遺産」をテーマ
として取り上げていただき、フィールドワークなどの研修を行いました。

この取組についても、今年度も実施する予定となっています。予算につきましては、歳出で「山陽道」の資料印刷費9万9,000円、歳入では同額の、図録等売払収入9万9,000円を計上しています。今後も、地域への誇りや愛着を育み、市民の郷土愛の醸成を図るため、ふるさと文化遺産の登録・活用を進めてまいりたいと考えています。以上で説明を終わります。御審査のほどよろしく申し上げます。

河野朋子分科会長 はい、説明が終わりましたので、この事業についての質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。よろしいですか。質疑はありませんか。

笹木慶之委員 ふるさと文化遺産の編さんなんですが、これはどこでどのように決めて、しているんですか。

安藤社会教育課文化財係長 ふるさと文化遺産のテーマについては、基本的には文化財審議会の委員の皆様からの御意見も頂きながら、あとは課内で今後はこういったテーマに沿ってストーリーを作っていこうというような、ある程度の基本的な案はあります。その中で、ストーリーを作る中で、皆様により知っていただきたい地域といったところをピックアップしながら、今回山陽道については、山陽地域が寝太郎だけしか今まで登録がありませんでしたので、是非山陽の地域にも、皆様にこういったすてきな場所があるというのを知っていただくために、今回はテーマを山陽道としたところ です。

笹木慶之委員 ちょっと何か物足りない気がしますけどね。別にあなた方がされたからいけないという意味じゃないんだけど、文化財審議会が中心となつてのことなんですか。やはり市を代表するものの冊子ですからね。だから、段階的に徐々に増やしていくということもいいんですけど、やはりいろんな角度から見て、この本市の流れというか歴史がひも解かれるようなものであってほしいと思うし、それから、今いみじくも言われ

た山陽地区については、寝太郎うんぬんと言われたけど、それだけではないですよ。たくさんまだあります。それこそ、毛利さんのことであるとか、あるいはもっと遡ると安倍貞任などと随分あるんですよ。だけど、本当にどういう形で分析されて出しておられるのか、私は、まだこれを見ていないから、後で早速買います。やっぱり、しっかりきちっと示してほしいと思うんですよ。例えば日ノ峰山を御存じですか。あるいは昔の情報の伝達であるとか。いろんなものがあるんですが、だから、過去の今までの編さんされた、そういう史実に基づいたものをしっかり分析した中で作っておられると思っているんですけど、いいんですかね。

船林社会教育課長 このテーマの選定につきましては、社会教育課文化財系の職員、それから歴史民俗資料館の学芸員が最初は主になって、次はこういうものがないのではないかとというようなことを検討しております。そのことを文化財審議会等にも御意見を頂きながらまとめていくというような手法を取っております。文化財審議会の委員におかれましては、いろんな知見をお持ちですから、その中では、また、その次はこういうものがないのではないかという意見ももちろん頂きながら、拡張を図っていきたいと思っております。

笹木慶之委員 また言いましょう。

山田伸幸委員 事業概要の中で、「地域の財産として親しまれ、大切にされている文化的遺産を再発見し」とあるんですけど、これはどういう観点でこういう文章がここに書かれているんでしょうか。地域の財産として親しまれるって、なかなか難しい表現がされているんじゃないかなと思っているんですけど、再発見までするというわけですから、例えば具体的にはどういったものがこれに値するのか。その辺をちょっと説明していただくとありがたいんですが。

安藤社会教育課文化財係長 地域の財産を具体的にと言われますと、ちょっと

なかなか難しいんですけども、一般的に、やはり文化財というと指定文化財が表向きには皆様御承知のものが多いと思います。ただ、指定に限らず、未指定のものや地域にずっと伝わっているような、史実には残っているけれども表には余り出にくいような、地域が知っているような財産もたくさんあります。それらを私たち担当で資料を作って、地域の人以外の方にも知っていただく、そういった魅力的な資料を、このふるさと文化遺産を登録することによって、皆さんに御提供できるようなものが作れば良いというところです。ちょっと難しい表現にはなっていますけれども、そういった認識でおります。

山田伸幸委員 例えば石束川の源氏ホタルだとか竜王山のヒメボタルとか、そういったものも自然文化遺産ではありますけれど、そういったものも含まれると考えてよろしいのでしょうか。

安藤社会教育課文化財係長 今回のこのふるさと文化遺産は、個別の文化財を登録するのではなくて、いわゆるその竜王山のヒメボタルでしたら、今回、竜王山はもう既にテーマ登録しております。石束のホタルにしても、その地域の自然をテーマにしたストーリー性のあるふるさと文化遺産の登録の際には、そのテーマを入れさせていただくというような内容になっており、個別の指定ではありませんので、そこを御理解いただけたらと思います。

山田伸幸委員 冊子を作るということでした。庁内の複合機を使って印刷することなんですけど、表紙等は何か魅力あるものになったのでしょうか。

船林社会教育課長 本日お配りすればよろしかったんですが、こういったもので、普通の紙ファイルではありますが、この紙ファイルに、それぞれあります。これがお渡ししたもの、山陽道になります。（発言する者あり）その前に、そうですね、高泊開作、こういったものになります。

(資料配布)

山田伸幸委員　せっかく中がカラーで、しかもコート紙とか使っているいろいろ努力されているんですけど、なぜ冊子にされなかったんですかね。ファイルにしておられるというのは。

船林社会教育課長　順次追加していくということを考えておりますので、一つ一つ出来上がる都度、その上に重ねていくということを想定しております。

奥良秀委員　昔、ふるさと小野田とか何とかというような、白い表紙で、徳利釜が載っているような感じで、それは旧小野田市のとき、旧小野田市の歴史文化を全て網羅しているようなものがあったんです。そういったものを今からファイル的に、山陽小野田市のものを形成していくような感じでよろしいんですかね。今からどんどん、また新しいものを継ぎ足していくような感じですか。

船林社会教育課長　イメージとしてはそのようなものだと思います。ただ、完成形というのは、かなり長い年月が必要かなと思います。

奥良秀委員　これは文化財の指定なんですけど、これは市が所有しているものだけですかね。それとも個人の方の市有地の中にあるものも指定されていくんですかね。どちらですかね。

船林社会教育課長　文化財の指定につきましては、所有者が市であっても、それから個人であっても、指定に値するものは指定するという形になっております。

奥良秀委員　今、皆さんもいろいろと言われたんですが、私も今回歴史民俗資

料館にちょっとお伺いさせていただいて、窯に関してはかなりいい写真が載っていたんですけど、現場に行ったらもうぼろぼろなんですよ。だから、こういうふうな冊子を作られる際にも、やはりどういうふうに残していくかも考えていただければ、また子供たちが見るときには、またいい状態で見れると思いますので、その辺も考えて、こういうふうなものをやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

河野朋子分科会長 意見ということで。現物を見て、またいろいろありますか。

中岡英二委員 こんないい資料を作られて、販売される場所が歴史民俗資料館だけですよ。（発言する者あり）ああ、そうですか。観光係は置いているだけです。なぜ1か所なのか。確かに見本はありますね。でも販売されるのは、たしか資料館だけですよ。もっと、違うところでも販売されたらいいんじゃないかなと思うんですが、なぜ1か所なのかお聞きします。

船林社会教育課長 金銭の取扱いということに関して、ちょっと難しい面がありますが、今後研究してまいりたいと思います。

中岡英二委員 私もこの資料読ませてもらったんですが、すごくいいものだと思いますし、歴史に関心のある方は欲しがるものだと思います。そういうのを広げていくためにも、是非とも、やはり1か所ではなく、確かに金銭の取扱いはあるかもしれませんが、そういうのを乗り越えて何か所かで販売されて、販売の部数を増やしていくような方向で考えていかれたほうがいいのではないかなと思います。これは意見です。

山田伸幸委員 先ほどの説明で、足していくと言われたんですけど、まとまった順に小冊子で出したほうがいいんじゃないかなと思いました。あと、いずれ御自分でとじられればいい話で、ファイルを見た瞬間に何かちょっと。せっかくの財産的価値が非常に低くなるんじゃないかなというの

を感じました。もったいないと思います。それと今ちょっと読んで、これはうそがあるなというのもありましたので、後で言います。

河野朋子分科会長 ほかにありますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

4番の事業についての質疑はないということで、事業についての質疑が全て終わりました。それでは、歳出に係る質疑ということで、予算書に入りたいと思います。26、27ページと28、29ページですね。そのこの予算書に係ることで質疑があれば受けます。

山田伸幸委員 需用費、それから委託料、これは具体的にどういったものなのかちょっと説明してください。

河野朋子分科会長 説明をお願いします。どなたがされますか。（「27ページ」と呼ぶ者あり）の需用費と委託料についての内訳をお願いします。

岡原教育部長 10款1項3目指導研究費の需用費と委託料でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）こちらの需用費は、スマイルサイエンスの消耗品として、科学作品展の授与記念品、それから表彰状代等を含んでおります。それから、印刷製本費は先ほど御説明しましたとおり、当日の配布のチラシの印刷代となっております。それから、委託料なんですけれども、こちらのバスの運行業務委託料は、これはちょっと今日の……変わります。

長友学校教育課長 委託料のうち、バス運行業務委託料につきましては、これは、埴生と津布田の学校の交流において使われるものです。会場設営委託料は、これは先ほど説明しました会場の設営及び撤去を含めた会場設営についての委託料でございます。スマイルサイエンスにおいて、山口東京理科大学で会場、かがく展を開催するに当たり会場設営するときの会場設営委託料になります。

河野朋子分科会長 いいですか。今の件、ありますか。28、29ページもありますか。

山田伸幸委員 社会教育費の社会教育総務費で、修繕料と工事請負費というのがあるんですけど、これはどういった内容ですか。

船林社会教育課長 修繕料工事請負費は、国指定文化財となっております高泊開作浜五挺唐樋の保存修復事業に係るものでございます。唐樋の汚泥を取りまして、招き戸とろくろを修繕するものでございます。

山田伸幸委員 その下の公民館費の工事請負費をどういったものでしょうか。

船林社会教育課長 こちらにつきましては、赤崎公民館の屋根の防水改修工事に係るものです。

山田伸幸委員 浜五挺唐樋については、文化財としても貴重なものであるというのはよく分かるんですけど、それから観光面での連携が、まだまだ弱いんじゃないかなと思っているんです。そういった担当課同士での話し合い等はされていないのでしょうか。

安藤社会教育課文化財係長 国史跡の浜五挺唐樋については、今ちょっとコロナで中止にはなっておりますが、観光部門との連携事業として、産業観光のツアーに毎年、高泊開作の遺構もめぐる産業観光ツアーの一つの立ち寄り場所として、唐樋を選んでおります。そのほかにも、こちらの史跡を山口市と一体となって国の史跡に登録いただいておりますので、山口市は今、大規模な観光の整備を進めていらっしゃいますので、一緒になった、連携した事業を、今担当者レベルではありますが協議を進めている段階です。以上です。

河野朋子分科会長 ほかに。29ページまでありますか。

中岡英二委員 勘場屋敷というのがありますよね、高泊の。何か月か前ちょっと行ったときに、かなり破損していましたが、修復される予定はあるんですか。

船林社会教育課長 おっしゃるように勘場屋敷については、ちょっと故障といえますか壊れている部分があるのは間違いありませんが、我々の手で修復できるところは補修、修繕をしております。昨年も、余りお金を掛けずに修復をしておりますが、大々的な改修工事というのは計画がちょっと立たないような状況です。と申しますのは、やはり指定文化財ではなく、指定されていない史跡ということになりますので、どうしても優先順位的には下のほうになってしまいます。

河野朋子分科会長 29ページまでのところで、質疑はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければ、（発言する者あり）どこの全体ですか。教育委員会ですか。（発言する者あり）審査番号②番をこれで終わりたいと思いますけど、よろしいですかね。笹木委員、何かありますかね。

笹木慶之委員 今これを見せてもらったんですけど、これをやっぱり権威のあるものにしたいほうがいいじゃないですか。（発言する者あり）権威です。ただ、これを見たら、教育委員会だけしか書いていないわけ。普通、こういうのを編さんしたときには、例えば文化財審議会での委員の名前であるとか、やっぱり発刊者が責任を持ってということが、かつてのこういった発刊をしたものには全てあったと思うんですよ。ただ、これは文化財の中に入っていないということだから、文化財審議会が責任を持っておられないかもしれないけれども、要は何か教育委員会が出した冊子みたいな感覚になってしまっているんですよ。だから、例えば、県のそういったところにも相談もするしというようなことの中で、もう少しやっぱり箔のあるものにしたいほうがいいんじゃないかなと思います。確かに参考文献というのは書いてありますが、それは人が書かれたものな

んであれですが、一応意見として言わせてもらっておきます。

河野朋子分科会長 という意見が最後にありましたので、受け止めていただいて、それで、審査番号②番まで全て終わりましたので、本議案の分科会としての審査を以上で終わりたいと思います。お疲れ様でした。

午後 2 時 3 分 散会

令和 3 年（2021 年）5 月 2 5 日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 河 野 朋 子